

副業の実態把握

大臣官房総合政策課 山下 大輔／熊澤 美晴／伊藤 祐嗣／酒井 亮

本稿では、副業を取り扱うアンケート調査や税務統計で示されているデータを用いて、副業の実態を考察する。

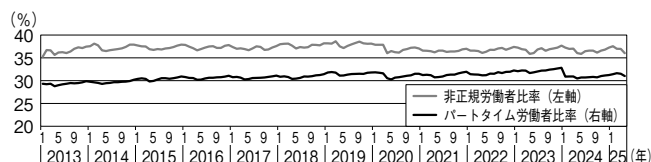
はじめに

- ・働き方の多様化や大企業の副業容認が普及し、副業者が増加傾向にあるという指摘が見られる。副業の就業形態が多岐にわたることから、副業者数を正確に把握することは難しく、実際に増えているのかについて定かではない（図表1）。
- ・副業の就業形態として、就業時間の拘束が少ないパートタイム労働や非正規労働などが選好される可能性が考えられる（図表2）。しかし、公的統計から双方のトレンドを長期で見ても、特に変化は見られない（図表3）。
- ・そこで、副業を取り扱うアンケート調査や、税務統計を分析することにより、副業の実態について分析する（図表4）。

（図表1）働き方の多様化について

	ギグワーカー	日雇い労働者	アルバイトやパートタイム労働	フリーランスや個人事業主
雇用契約	なし	あり	あり	なし
労働時間	数分から数時間の短期間	1日単位	1週間の所定労働時間が正社員よりも短い	数週間から数ヶ月
専門的な知識やスキル	基本的に求められない	基本的に求められない	基本的に求められない	必要なケースが多い

（図表3）非正規労働者比率とパートタイム労働者比率



（図表2）パートタイム・非正規を調査する代表的な公的統計

	厚生労働省「毎月労働統計調査」	総務省「労働力調査」
調査対象等	・事業所ベース ・サンプル：約33,000事業所（従業員5人以上）	・世帯ベース ・サンプル：約4万世帯、15歳以上の者約10万人
パート/非正規について	「パートタイム労働者」 常用雇用者のうち「一般労働者」よりも所定労働・所定日数が短いもの。（※事業所が判断）	「非正規の職員・従業員」 事業所での呼称による。 呼称例：パート・アルバイト・労働者派遣 事業所の派遣社員・契約社員・嘱託

（図表4）副業を扱う代表的なアンケート調査

統計名（調査/委託主体）	調査方法	正確性	連続性
就業構造基本調査（総務省）	調査票によるアンケート調査 ※対象世帯からの調査票の回収	◎（統計法の担保）	○ ※5年に一度
副業者の就労に関する調査（労働政策研究・研修機構）	インターネットによるアンケート調査	○	△ （スポンサー調査）
全国就業実態パネル調査（リクルートワークス）	インターネットによるアンケート調査	○	◎ ※毎年

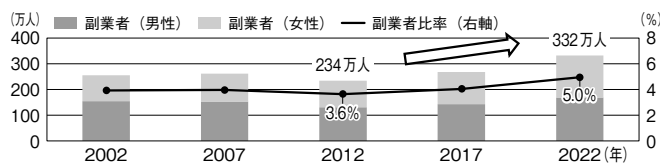
（注）労働政策研究・研修機構は副業の調査結果として「副業者の就労に関する調査」と「副業者の就業実態に関する調査」の2種類を公表しているが、本稿では同一の調査として扱っている。

（出所）厚生労働省「毎月労働統計調査」、総務省「労働力調査」、タイミラボ「ギグワークとは？アルバイトなど派遣契約の違いやメリット&デメリットについて」、キテラボ「スキマバイトを企業が導入する際の注意点。労働条件の明示や就業規則の周知方法について」、総務省「就業構造基本調査」、労働政策研究・研修機構「副業者の就労に関する調査（2007）」、（2022）「副業者の就業実態に関する調査（2017）」、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」

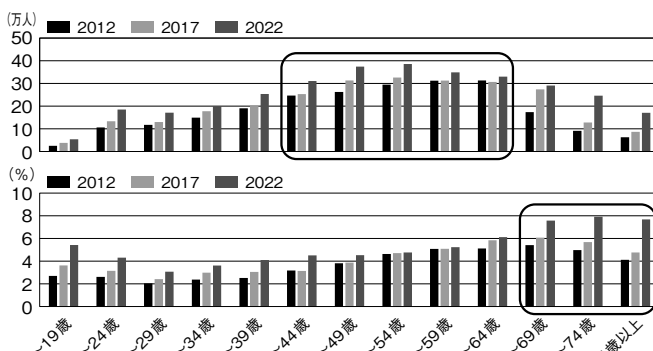
アンケート調査（1）就業構造基本調査

- ・就業構造基本調査によると、10年前対比で、副業者数は4割強増加し、就業者数に占める副業者比率は約1.4%pt増加した（図表5）。
- ・年齢階層別の副業者数の推移をみると、40～64歳を中心に副業者数が増えていることが分かる一方、年齢階層別の副業者比率では、65歳以上の階層が2012～2022年にかけて大きく伸びていることが分かる（図表6）。
- ・本業・副業の就業形態別の副業者数をみると、副業が正規の職員・従業員である副業者数よりも、副業が非正規の職員・従業員である副業者数の方が増えている（図表7）。

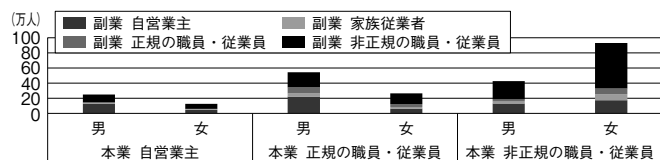
（図表5）男女別副業者数と副業者比率の推移



（図表6）年齢階層別副業者数（上部）と副業者比率（下部）の推移



（図表7）本業・副業の就業形態別の副業者数（2022年）



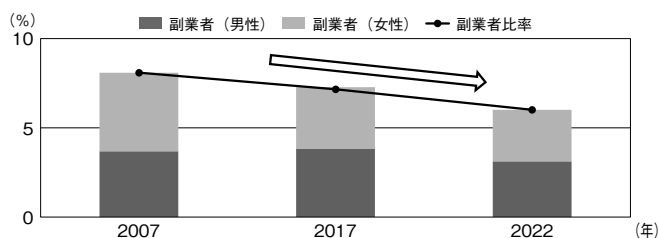
（注）就業構造基本調査における副業者の推計方法は、図表28参照。

（出所）総務省「就業構造基本調査」

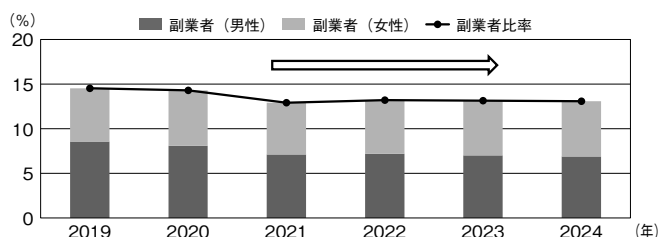
アンケート調査（2） インターネット調査

- ・副業に関するインターネット調査の動向を見ると、就業構造基本調査とは異なる結果となっている。副業者の就労に関する調査の副業者比率は減少傾向であり、全国就業実態パネル調査では横ばい傾向となっている（図表8、9）。
- ・副業をしていると回答した人の年代別比率を見ると、各種統計によって年代別比率が異なり、特に、就業構造基本調査において増加傾向にある高齢者の割合の差が目立つ。調査方法の違いなどが副業者数の集計結果へ影響している可能性がある。例えば、副業者の就労に関する調査においては、労働力調査の就労者全体の年代別比率とは違いが見られる（図表10）。

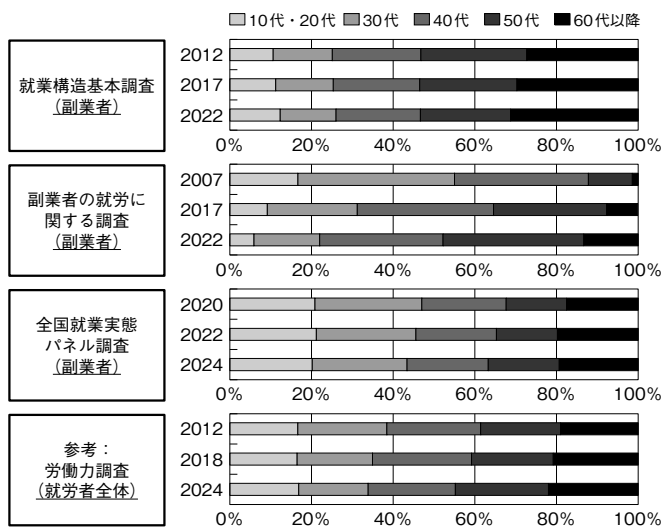
（図表8）副業者比率（副業者の就労に関する調査）



（図表9）副業者比率（全国就業実態パネル調査）



（図表10）各種統計の年代別比率の推移



（注）副業者は、主な仕事以外に収入を伴う労働（副業・兼業）を1つ以上行っている者を指す。

（出所）労働政策研究・研修機構「副業者の就労に関する調査（2007）」、「（2022）」「副業者の就業実態に関する調査（2017）」、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」、総務省「就業構造基本調査」「労働力調査」

アンケート調査（3） 副業理由・就業形態

- ・副業理由の調査結果を見ると、“生計維持”などの所得に関する理由が上位となっている。世帯月収が20万円未満の場合、副業者の収入が本業のみの人の収入を上回っており、生計維持のために副業が活用されていると考えられる（図表11、12）。
- ・ただし、70代に注目すると、“時間にゆとり”や“友人・知人の頼み”、“社会貢献”などを理由とした副業が多い。高齢者については、社会とのつながりを重視して副業に取り組んでいる可能性が考えられる（図表11）。
- ・副業の就業形態を見ると、全体的に“パート・アルバイト”や“フリーランス”が多い傾向が確認される。仕事内容については本業と副業で関連しない場合が多い（図表13、14）。

（図表11）副業を行う理由

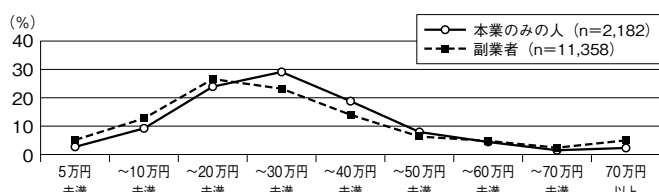
Q：（副業者に対して）主な仕事以外に収入を伴う労働をした理由は何か。（複数回答可）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
生計維持	33.3	49.4	56.6	54.0	50.1	46.1	33.9
自由なお金確保	40.2	42.2	41.9	38.8	32.1	31.8	26.7
転職・独立準備	5.9	9.4	9.7	6.7	4.7	1.9	1.1
知識・経験	17.6	16.7	17.6	16.2	13.6	12.0	11.9
人脈づくり	7.8	10.4	11.8	11.1	12.5	12.8	19.8
力試し	10.8	10.0	12.8	12.6	11.8	15.3	18.5
社会貢献	7.8	5.3	5.5	7.0	8.4	13.4	19.0
時間にゆとり	23.5	21.7	15.2	16.4	16.0	18.5	25.7
知人・友人のたのみ	10.8	8.8	8.9	13.2	15.3	17.3	21.2
その他	1.0	1.1	1.7	1.5	2.5	4.1	5.0

（図表13）本業と副業の就業形態組み合わせ

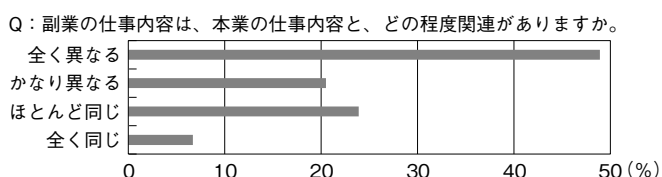
本業	副業	調査対象数 (人)	縦：本業の就業形態 横：主な副業の就業形態 (%)							
			正社員	契約社員	パート・アルバイト	派遣社員	会社などの役員	自営業主	フリーランス	家事手伝い
計		11,358	6.8	5.7	46.9	5.9	1.8	7.4	21.2	1.3
正社員		4,327	16.7	5.5	39.6	4.7	1.5	6.0	21.7	1.4
契約社員		909	0.4	23.9	44.2	5.6	0.8	4.6	16.1	1.5
パート・アルバイト		3,225	0.2	1.7	73.8	4.4	0.2	2.5	12.9	1.4
派遣社員		494	0.2	2.8	34.2	39.9	0.2	3.2	15.4	0.4
会社などの役員		244	3.3	7.4	13.9	1.6	35.2	16.0	16.8	1.6
自営業主		975	1.6	5.1	32.6	3.6	1.6	33.7	18.8	1.3
フリーランス		1,027	0.8	4.4	24.1	3.5	1.9	5.7	57.0	0.5
家事手伝い		73	0.0	8.2	52.1	1.4	2.7	4.1	17.1	9.6

（図表12）本業のみの人と副業者の月収に関するカテゴリ別割合



※「副業者の就労に関する調査」の回答者（n=188,980）のうち、本業のみの人について先行回答2,000件強を集計。副業者については条件に該当している全回答を集計。

（図表14）本業と副業の業務内容関連性

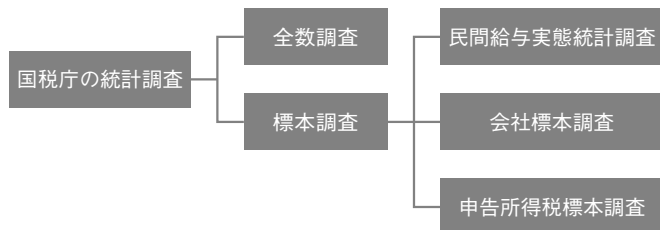


（出所）リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」、労働政策研究・研修機構「副業者の就労に関する調査（2022）」

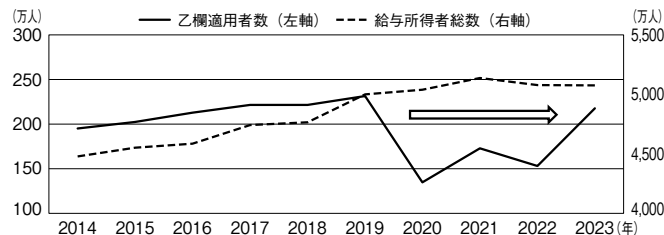
税務統計（1） 民間給与実態統計調査

- ・次に、税務統計から副業の分析を行う。本稿では「民間給与実態統計調査」、「申告所得税標本調査」を分析する。前者は源泉徴収税によるため雇用者の、後者は申告所得税によるため確定申告者の実態把握が可能（図表15）。
- ・民間給与実態統計調査に関して、“乙欄”の適用者を「雇用者として副業収入を得る者」と仮定する。乙欄とは、源泉徴収において、1人の給与所得者が2か所以上の支払先から給与の支払を受けている場合に、その者の副業収入に適用される分類である（図表16）。
- ・乙欄適用者数の推移を見ると、感染症拡大により一時減少した後、足元は感染症拡大前と同程度まで回復。税務統計から見た雇用者としての副業者数は、均してみると横ばい圏と考えられる（図表17）。他方、乙欄適用者が給与所得者総数に占める比率（乙欄適用者比率）と、労働力調査の非正規比率は比較的近いトレンドであり、乙欄適用者には非正規雇用者が多く含まれている可能性がある（図表18）。

（図表15）国税庁の統計調査



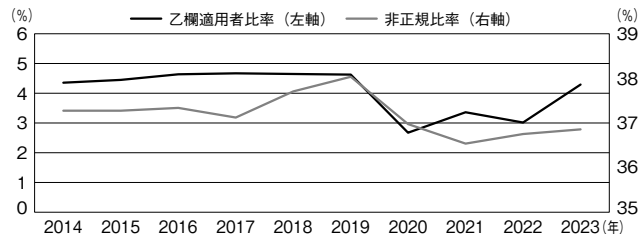
（図表17）乙欄適用者の人数推移



（図表16）源泉徴収の「乙欄」について

「乙欄」について	
定義	源泉徴収の「乙欄」とは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない者に適用される項目
説明	・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、本業の1事業所にのみ提出する書類 ・一般的に、雇用者の多くは上記書類を勤務先に提出し、「甲欄」が適用される
適用条件	・副業や兼業を行っており、本業の事業所に書類を提出している場合 ・提出期限までに書類を提出しなかった場合

（図表18）乙欄適用者比率と非正規比率の推移



（注）雇用者として副業収入を得る場合でも、乙欄適用者とならない可能性がある点には留意が必要。例えば、本業は自営業で副業が雇用者である場合、副業の勤め先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出することが多く、その場合は甲欄適用者となる。

（出所）国税庁「統計年報」「民間給与実態統計調査」「申告所得税標本調査」、総務省「労働力調査」、山澤（2020）「フリーランスの数をどう把握するかーシェアリングエコノミーの統計的把握」内閣府経済社会総合研究所 季刊国民経済計算 第166号

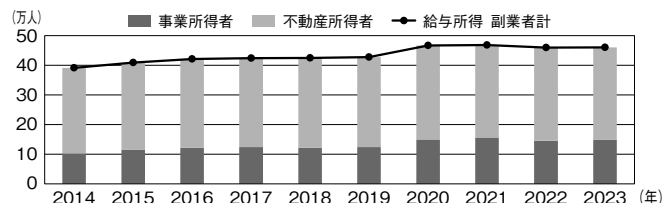
税務統計（2） 申告所得税標本調査

- ・「申告所得税標本調査」のデータを用いて、就業から得る所得が2つ以上申告されている場合の副収入を副業所得とみなす。具体的には、本業からの所得として給与所得・事業所得・不動産所得を想定し、それとは別に給与所得・事業所得・雑所得が申告されている場合に副業とみなす。このうち、雑所得については、令和2年分より、副業による収入区分を申告する“業務雑所得”が新設された（図表19）。
- ・業務雑所得の申告人数は、4年間で微増していることが確認される（図表20）。
- ・給与所得・事業所得を副収入としている延べ人数を確認すると、足下では横ばいの推移であるものの、長期的に見ると緩やかな増加傾向にあることが確認される（図表21、22）。

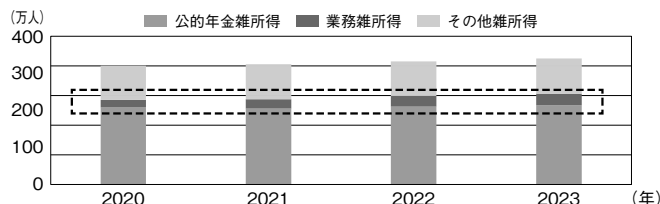
（図表19）副業で想定される納税区分

所得区分	具体例
給与所得	雇用者から得た収入 (事業所得・雑所得を主な所得としている場合)
事業所得	個人事業主としての事業活動の収入 (給与所得・雑所得を主な所得としている場合)
雑所得	その他の副収入 ((1)公的年金等、(2)業務雑所得、(3)その他雑所得) ※ (2)の業務雑所得は、令和2年分より副業の収入を把握するために新設。

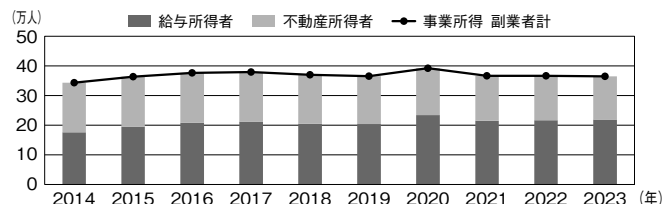
（図表21）給与所得を副収入として申告している人数（延べ人数）



（図表20）雑所得の申告者数（延べ人数）



（図表22）事業所得を副収入として申告している人数（延べ人数）



（注）雑所得は、年金受給による申告が多くを占めるため、本業の集計対象から除いている。不動産所得は、不動産事業による収入が申告され得るものの、副収入での申告時には、家賃収入などの不労所得が多くなると想定されるため、副業の集計対象から除いている。

（出所）国税庁「申告所得税標本調査」

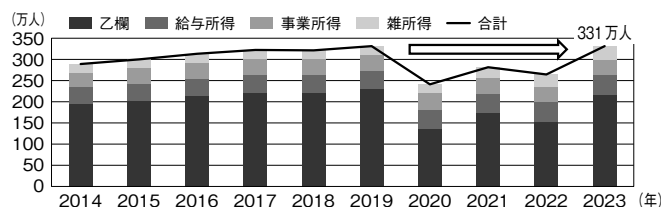
税務統計（3） 税務統計まとめ

- ・民間給与実態統計調査と申告所得税標本調査を見ることで、幅広く副業の実態を捉えられる（図表23）。
- ・ここまで推定してきた両税務統計の副業者数を合算した推移を見ると、感染症拡大前対比で横ばい圏である。就業構造基本調査が示す増加トレンドとは異なるが、副業者数の水準はどちらも直近で約330万人と近くなっている（図表24、25）。
- ・トレンドの違いには、例えば税務統計で捕捉できない副業者の存在が影響を与えている可能性がある。近年増加しているスポットワーカーは「丙欄適用者」として源泉徴収される場合があり、その場合は民間給与実態統計調査の対象外となる（図表26）。

（図表23）税務統計で捉えられる副業のカバー範囲

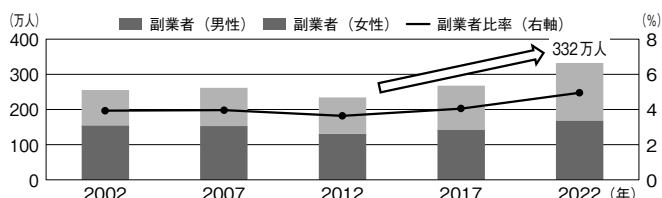
副業	本業			
	給与所得	事業所得	不動産所得	
	給与所得	事業所得	給与所得を副収入として得ている人数	不動産所得を副収入として得ている人数
	事業所得	雑所得	事業所得を副収入として得ている人数	雑所得を副収入として得ている人数

（図表24）税務統計の推定副業者数（乙欄+給与所得+事業所得+雑所得）



（注）雑所得の数値は業務雑所得者数を指すが、2019年以前は公表値が存在しないため、参考として2020年の数値を横置き。
（出所）国税庁「民間給与実態統計調査」「申告所得税標本調査」

（図表25）就業構造基本調査 男女別副業者数と副業者比率の推移（再掲）



（図表26）源泉徴収における甲欄、乙欄、丙欄の違い

甲欄	従業員が「扶養控除等申告書」を提出している場合に使用（一般的）
乙欄	従業員が「扶養控除等申告書」を提出していない場合に使用
丙欄	日雇いの人や短期間雇用の場合に使用 ※日雇いや短期雇用の場合、扶養家族の有無にかかわらず、丙欄を使用。 短期雇用とは、雇用期間が2カ月以内の場合を指す。

まとめ

- ・就業構造基本調査、税務統計の推定副業者数（水準）は、直近でともに330万人程度であり、近い結果だった。他方、推定副業者数の趨勢（トレンド）は、前者で増加、後者で横ばいと異なる結果だった（図表27）。
- ・トレンドに差が生じる理由として、副業者の推計方法や対象の違いなどが考えられる。例えば就業構造基本調査はアンケート調査で副業の内容を自由記述で問うため、友人の頼みによる高齢者の副業など、規模の大小によらず幅広い副業者が含まれる（図表28）。税務統計では、スポットワーカーやギグワーカーなどの多様化する副業者を捉え切れていない可能性がある（図表29）。
- ・よって、副業者数のトレンドは、幅を持って「横ばい」ないしは「緩やかな増加」であると考えられる。経済正常化、人手不足による労働需要の拡大や働き方の多様化が副業の増加を後押ししている可能性がある。ただし水準は、就業者数約6,800万人（25年4月労働力調査）に対して約330万人であり、副業がマクロ経済に与える影響はまだ限定的であるようだ（図表30）。

（図表27）就業構造基本調査と税務統計の水準・トレンド

統計名	水準（最新値）	トレンド
就業構造基本調査	332万人	↗
税務統計	331万人	→

（図表29）スポットワーク市場の拡大

サービス名	開始時期	登録会員数	登録社数	備考
ショットワークス	2004年	320万人	—	
ワクラク	2017年	40万人	—	
タイミー	2018年	900万人	13.6万社	
シェアフル	2019年	—	5.5万社	アプリDL数は850万人
LINE スキマニ	2021年	—	—	公式LINE アカウントへの友達登録数は2,200万人
メルカリハロ	2024年	800万人	12万店舗	

※2024年10月時点で公表されている情報をもとに記載。
登録会員数は延べ人数であり、現在は活動していないユーザーも含まれる点には留意が必要。

（図表28）本稿における各統計の副業者の推計方法

統計名	副業者の推計方法
就業構造基本調査	「あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか」の問いに「はい」と答えた人のうち、「あなたはおまな仕事のほかに別の仕事もしていますか」の問いに「はい」と答えた人
民間給与実態統計調査	源泉徴収の「乙欄」適用者 ※乙欄：「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（本業の1事業所のみに提出するべき書類）を提出していない者に適用される項目
申告所得税標本調査	就業から得る所得を2つ以上申告している者のうち、「業務雑所得」、「給与所得」、「事業所得」を副収入として申告している者の延べ人数

（図表30）就業者全体に対する副業者の割合

就業者 約6,800万	副業者（推定） 約330万	専業者（推定） 約6,470万
----------------	------------------	--------------------

副業者比率＝約4.9%（330万／6,800万）

（出所）総務省「就業構造基本調査」「労働力調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」「申告所得税標本調査」、労働政策研究・研修機構「副業者の就労に関する調査（2007）」（2022）「副業者の就業実態に関する調査（2017）」、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」、HRog「いまさら聞けない“スポットワーク”をまるごと解説！特徴や課題、大手5サービスを知らう」、メルカリハロHP